

第3次寒河江市地域福祉活動計画

令和3年度～令和7年度

社会福祉法人 寒河江市社会福祉協議会



はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大の中、感染対策に身を粉にご尽力いただいている方に感謝申しあげるとともに、困難に立ち向かわれている多くの人達に敬意を表します。本会といたしましても、「新しい生活様式」の基、知恵を働かせ「人とのつながり」を大切にしたい活動ができるよう、精力的に取り組んでまいります。

私は、会長を仰せつかり2年となります。その間皆様から温かいご指導を賜り、「第3次寒河江市地域福祉活動計画」を策定する任務にあられた事を、大変意義深い、光栄な事と深く感謝申しあげます。

本計画は、今年3月に策定された寒河江市の「第3次寒河江市地域福祉計画」と協調連携し、具体的な取組を掲げ、これまでの第1次・第2次計画を継いで更なる伸展を図る第3次の活動計画であり、地域の皆様とともに地域福祉の向上を目指すものであります。

計画策定にあたり大切にしたい2つの考えを申しあげます。

1つは、計画当初の2年間で「地域の皆さんと話し合う期間」とし、日常生活での困り事への対応や地域福祉のことなどについて、多くの人と話し合うことです。その結果を基に、皆さんとともに考え、段階的に地域での取組を具現化する予定です。「方向性がない、柱がない」というご意見もありますが、そうした工程自体を、大きな方向性とし柱としております。

2つは、福祉の原点である安全・安心な日常を守る活動を、「災害への備え」として一歩進めたいとの思いであります。昨年7月の豪雨を経験した私たちが、地域全体のこととして、地域での見守りや支え合い等、具体的な活動につないでいただけるよう進めてまいります。

計画の推進にあたりましては、目の前にある課題を解決する活動は基より、将来を見据えた活動につなげるため、役職員一丸となって、取り組んでまいります。

本会においても、社会福祉法で規定する「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、寒河江市の地域福祉推進に尽力してまいり所存でありますので、皆様からご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

最後に、ご指導とご協力をいただきました関係者の皆様に、心からお礼を申しあげます。

令和3年3月

社会福祉法人 寒河江市社会福祉協議会
会長 小野 クナ子

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 現状把握	3
4 現状と課題	3
5 活動計画の特徴	4
6 活動計画期間の設定	4

第2章 活動計画の基本的な考え方

1 基本的な考え	5
2 基本目標	5
3 取組方針、具体的な取組	5
4 計画体系図	6

第3章 具体的な取組

基本目標1 啓発や奨励等による、 一人ひとりが行動する機運づくり	7
基本目標2 困っている人や生活課題等を把握し、 支援や解決ができる、安全・安心な地域づくり	8
基本目標3 多くの人が地域活動に参加する、 活力ある参加型社会づくり	9
行動計画（令和3年度～令和5年度）	11

第4章 活動計画の推進と評価

1 活動計画の推進	16
2 活動計画の評価	16

資 料

- 寒河江市が実施したアンケート調査の結果
- 寒河江市の状況（人口、世帯数、年齢別人口、地区別の人口・世帯）
- 人口ビジョン 寒河江市（将来人口推計）

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

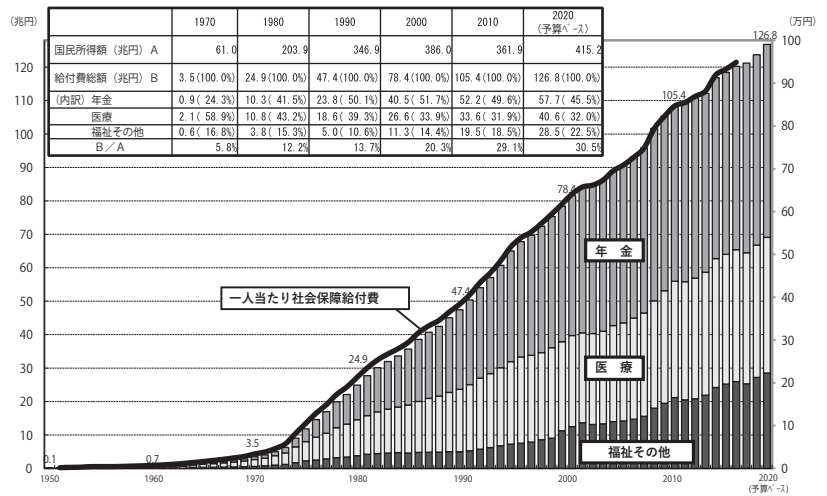
図表1 社会保障給付費の推移

出典：厚生労働省HP（統計情報・白書）

(1) 変わってきた福祉

経済が発展し日本全体が豊かになり、長寿命化も進んでいきました。また、新たな社会的課題が多岐にわたり、その対応で、福祉の分野が大きく広がっています。

戦後の困窮対策時の福祉から、施策拡充が進んだ障がい・疾病対策、介護、少子化、防災、更に健康増進、介護予防等の活動奨励など、個人の日常生活に関わる福祉に、福祉の形が大きく様変わりしました。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計」、2018～2020年度（予算ベース）は厚生労働省推計、2020年度の国民所得額は「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和2年1月20日閣議決定）」
 (注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2010並びに2020年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

(2) 地域福祉へ

社会保障給付費で、年金・医療等の支出が増え続け、現在及び将来に向けた財政負担増という課題を投げかけています（図表1参照）。また、介護・医療関係従事者が、将来にわたり不足するというデータが厚生労働省から公表されており、財政的、人的課題として不安材料となっています。

そうしたこともあり、平成30年及び令和2年に改正された社会福祉法及び令和3年3月に市が策定した「第3次寒河江市地域福祉計画」（以下「市の計画」という。）では、「住民参加」、「支え合い」の基、地域の中で課題等を解決するよう、求めています。

(3) 地域づくりへ

少子高齢化が進展し大規模災害が頻発する中、福祉を含む課題の解決は、個々にではなく、「地域全体でとらえ」協力し合わなければならず、地域づくりと一体で進めるべきだと、私たちは考えています。

人生100年時代を迎え、「自分たちでやれることは自分たちで」、無理のない自助、共助（互助）の力で、次世代への負担をできるだけ軽減する活動を、目標のひとつにし、地域全体で、次世代へ引き継ぐ必要があると考えています。

(4) 国が推進する地域福祉

○ 地域福祉の推進

社会福祉法第4条では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないこと。」と規定しています。

また、「地域生活課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等により、その解決を図るよう特に留意するものとする。」と規定しています。（法令を要約）

○ 市の役割

同法第106条の3では、「市町村は、地域福祉活動を行おうとする者への支援、各種相談への対応、情報の提供、関係機関との連携、生活困窮者支援機関との連携等を行うことで、地域福祉に関わる人・団体・機関が相互に協力し、課題解決に資する支援が行われる体制の整備に努める。」と規定しています。（法令を一部要約）

○ 寒河江市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の役割

同法第109条では、「市町村社会福祉協議会は、市町村の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。」と規定し、第2項では、地区社協について、「同様の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。」と規定しています。（法令から一部抜粋）

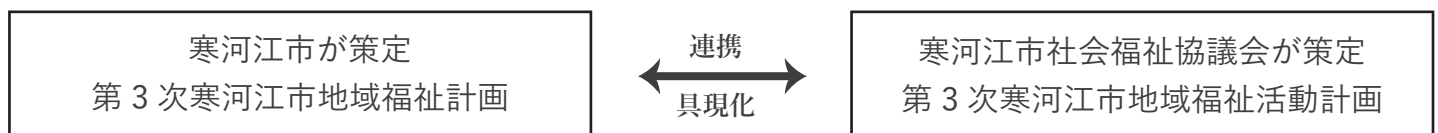
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事項

2 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法で規定する「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である市社協が、市の計画と連携する、「第3次寒河江市地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定し、地域福祉に関する具体的な活動の方向性や内容を示すものです。

計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）



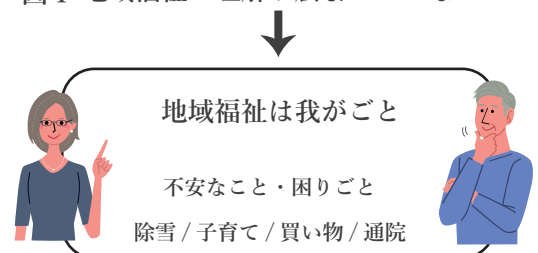
(2) 計画策定にあたって

時代の変化にあわせて、これまで2次の活動計画を策定し10年間、地域福祉活動に取り組んできました。高齢者等の「見守り活動」、「生きがい・交流の場づくり」、「地区社会福祉協議会の活性化」等を、第1次計画から取り組んでいます。また、新たな課題となった災害ボランティアセンターの設置運営にも力を入れてきました。

一方、地域福祉に関する理解が広まっていないという、寒河江市が実施した調査の結果があります。「我がこと」と思っている人が少ないことが、原因の1つだと考えられます。

そのため、第3次計画では、「地域福祉は我がこと」を提案し、「地域での困り事などの、日常生活の課題にどう応えるか」などを、地域の皆さんと一緒に考えることにしました（図1参照）。

図1 地域福祉の理解が広がっていない



3 現状把握

地域福祉に関する現状は、市社協が日常業務で把握したもののほか、市の計画で公開している住民意向調査の内容を参考にしました。引用する場合は「市の調査による」と表示します。その他、関係団体等から個別に意見の聞き取りを行いました。

4 現状と課題

下記の現状から、次の3つの課題が浮かびあがってきました。

- (1) 地域福祉と住民参加型社会に向けた機運の向上
- (2) 地域福祉の体制づくり
- (3) 人材の発掘と育成

現状① 「地域福祉」に関する情報が少ない（上記課題(1)関係）

市の調査によると、「福祉活動の意義と重要性をもっとPRする、困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」と答えた人の割合が約3割だったほか、情報不足があるという意見が多くありました（巻末 参考アンケート1参照）。

○ 課題

地域福祉に関する学びの場を作るため、市の計画や、活動計画に掲げた具体的な方針をできるだけ早く示し、より多くの人から理解してもらえるよう努力することが必要です。

更に、助け合いの場・組織等の情報量については、発信する情報そのものが多くないと考えています。多くの人ボランティア活動等に参加する環境を作り、紹介することが求められます。

現状② 市社協の認知度が低い（上記課題(2)関係）

市の調査によると、市社協について名前も活動も知っているという回答は、全体の2割程度に過ぎません。地域福祉活動の中核団体として、期待に応えられていない状況が伺えます（巻末参考アンケート2参照）。

○ 課題

市社協と地区社協は、認知度の低さを自覚し、情報の発信とともに、地域に根差した活動を早急に行う必要があると考えます。そのためには、市社協と地区社協が一層連携し、活動することが望まれます。

現状③ 並列する事業・活動がある（上記課題(2)関係）

高齢者のサロン活動のように、市や市社協の事業・制度、他団体の活動が並列することにより、既存の高齢者団体が影響を受け、活動が縮小したという意見があります。

○ 課題

実施主体や助成団体が事業・活動を点検・整理し、関係団体と連携したうえで、ニーズに合わせ住民の立場で系統化すること、また、それらを統括する団体を育成することが望まれます。点検にあたっては、地域での活動は、多くの人々の行動や寄附で支えられていることを、忘れてはならないと考えます。

現状④ 地域活動に参加する人材が少ない（上記課題(3)関係）

「災害に備える」支援事業を推進する中で、「市に願ひする」、「誰かがやるだろう」、「ボランティアだから」、「時間がないから」、「自分達でやれない」、「役員になることで人材が育つ」等の意見が多くあります。また、多くの団体から、主体的に活動する人材が不足しているという意見があります。

○ 課題

新たな人材を発掘し、多くの人に参加するためには、広く情報を収集し、共有することが大切です。一部の人や特定の人に役割が集中しないよう心掛けながら、有償・無償のボランティアや寄附の活用方法を整理する必要があります。

5 活動計画の特徴

(1) 地域の皆さんと話し合いながら進みます

地域に住まいする人や地域の団体、事業者等、皆さんと話し合って決め、一緒に行くことを基本にします。

(2) 行動計画の導入

「誰が、何をいつまで」と、具体的な工程を行動計画で示し、毎年度点検し進捗状況を把握します。期間内に計画の一部を見直す必要が生じた場合は、経過、根拠等を明示し修正します。

6 活動計画期間の設定

(1) 活動計画は、令和3年度から7年度までの5年間とします。

(2) 行動計画は、令和3年度から5年度までの3年間とします。

活動計画の5年に合わせず、行動計画を3年とした考えは次の通りです。

- ・ 社会情勢の変化に合わせて、スピード感を持ち的確に取組を実施するには、3年の期間が最適である。
- ・ 地域福祉活動の理解を広める活動期間を2年とするため、その結果により、3年目以降の活動が大きく変わる可能性がある。



第2章 活動計画の基本的な考え方

1 基本的な考え

市社協が考える地域福祉活動

- 不安が少なく安全・安心に、日々の生活が送れる。
 - 年齢、性別、障がいの有無に関わらず、また、支える側・支えられる側の関係を超えて、生き生きと暮らせる。
- そうした良さを日常の生活の中で感じられる、「地域」の実現を目指す活動。

(1) 長期構想の設定

これまでのように基本理念を持ちつつ、地域福祉の実現に向け、地域づくりと一体で取り組むという意識を、地域の皆さんと共有し続けるため、長期構想「福祉は地域づくりから」を掲げます。

(2) 年次計画の設定

「地域福祉は我がこと」の思いを、市全体で共有するため、情報を交換し、議論する期間として、2年間を設定します。あわせて、地区社協を中心とした組織体制づくりや活動の展開に向けた検討を、重点的に行います。

その後の3年間は、検討や準備が整った組織・団体の役割を定めるなど、各組織がそれぞれ活動できる体制整備を行い、順次事業や活動を実施します。

2 基本目標

長期構想である「福祉は地域づくりから」を実現するため3つの基本目標を設定し、具体的な取組を行います。なお、基本目標や取組の設定にあたっては、市（行政）や地域の人々との「協働」、「連携」、「支え合い」を前提とします。

基本目標1 啓発や奨励活動等による、一人ひとりが行動する機運づくり

基本目標2 困っている人や生活課題等を把握し、支援や解決ができる、安全・安心な地域づくり

基本目標3 多くの人々が地域活動に参加する、活力ある参加型社会づくり

3 取組方針・具体的な取組

(1) 取組方針

基本目標の達成に向け7つの取組方針を定めます。

(2) 具体的な取組

取組方針に沿った事業・活動につなげるため、計25の具体的な取組を定めます。

4 計画体系図

基本目標	取組方針	具体的な取組
<p>1</p> <p>啓発や奨励活動等による、一人ひとりが行動する機運づくり</p>	<p>1</p> <p>目指す地域福祉活動の醸成</p>	<p>1 地域福祉の意義を共有する活動</p> <p>2 困りごとや課題、地域の特性を見つけ活かす活動</p> <p>3 地域福祉活動の点検を行う活動</p> <p>4 市社協活動の情報発信</p>
<p>2</p> <p>困っている人や生活課題等を把握し、支援や解決ができる、安全・安心な地域づくり</p>	<p>2</p> <p>次代につなぐ活動の推進</p>	<p>1 感染症対策下での活動の推進</p> <p>2 地域の中で取り組む子育て活動の推進</p> <p>3 生涯を通じた学びと運動の推進</p>
<p>3</p> <p>多くの人々が地域活動に参加する、活力ある参加型社会づくり</p>	<p>3</p> <p>市社協、地区社協等の機能充実</p>	<p>1 相談への対応力が向上する体制づくり</p> <p>2 市社協と地区社協との協働体制の推進</p> <p>3 地区社協への活動支援</p>
<p>取組方針</p>	<p>1</p> <p>見守りから続く生活支援</p> <p>2 ひとりの不安を和らげる生活支援</p> <p>3 就労を補助する生活支援</p> <p>4 外国人や災害避難者等への生活支援</p> <p>5 権利擁護、継承に係る生活支援</p>	<p>1 見守りから続く生活支援</p> <p>2 ひとりの不安を和らげる生活支援</p> <p>3 就労を補助する生活支援</p> <p>4 外国人や災害避難者等への生活支援</p> <p>5 権利擁護、継承に係る生活支援</p>
<p>取組方針</p>	<p>5</p> <p>災害の備えから始める安全・安心の確保</p>	<p>1 災害に備える事業の推進</p> <p>2 災害ボランティアセンター機能の充実</p>
<p>取組方針</p>	<p>6</p> <p>団体活動による地域活動の推進</p>	<p>1 地域活動を行う団体の育成</p> <p>2 集いの場の高機能化を推進</p> <p>3 高齢者を対象とした集い活動の調整</p> <p>4 団体活動を支援する環境づくり</p> <p>5 他分野・団体との共同活動</p>
<p>取組方針</p>	<p>7</p> <p>地域を支える人材の発掘・育成</p>	<p>1 ボランティアセンターの機能充実</p> <p>2 地域の団体・組織の人材探し</p> <p>3 多くの人・団体が学び、活動する環境の整備</p>

福祉は地域づくりから

第3章 具体的な取組

○ 具体的な取組（一覧）の見方

- ・ 事業・活動は5年間の取組です。今後必要に応じて活動内容を見直します。
- ・ 事業・活動名、内容で使用する「推進」は、市社協、地区社協が財政、人的、助言等の方法により、実施団体に働きかけ、支援することを含みます。
- ・ 内容の中の「目標」は、市の計画で定めた目標、及び、市の調査結果等を基に設定した目標です。
- ・ 実施・活動主体には、市及び地区社協との連携を含みます。
- ・ 事業・活動名欄の○の数値は、行動計画（P.12~16）の事業・活動名のものと同じ通し番号です。

基本目標 1

啓発や奨励活動等による、一人ひとりが行動する機運づくり

取組方針 1		目指す地域福祉活動の醸成
【事業・活動名】	【内容】	【実施・活動主体】
1 地域福祉の意義を共有する活動①	地域福祉活動の意義と必要性について、意見交換の場を多く設ける。関心を高める活動を行う。 目標：情報不足感約3割から1割へ	市社協
2 困りごとや課題、特性を見つけ活かす活動②	困りごとや課題、地域の特性を知り、解決策や活かし方を、いろいろな立場の人を交え検討する。	市社協
3 地域福祉活動の点検を行う活動③	地域で行われている市、市社協、関係団体等が行う事業・活動を、市民目線で点検する。明確な目的を持つ活動に整理する。	市社協 団体等
4 市社協活動の情報発信④	市社協の取組をHP、SNS、PR資材を活用し情報を発信する。目標：認知度約2割から5割へ	市社協

取組方針 2		次代につなぐ活動の推進
【事業・活動名】	【内容】	【実施・活動主体】
1 感染症対策下での活動の推進⑤	新型コロナウイルスワクチン接種後の、感染症対策に対応した活動方法を検討する。新しい生活様式下における活動の研究を行い、試行する	市社協
2 地域の中で取り組む子育て活動の推進⑥	①日常の中で自然が体験できる活動、②親の学習活動、③学校と家庭をつなぐ時間帯や場で行う地域活動、④福祉教育活動等を検討し推進する。	市社協 団体等
3 生涯を通した学びと運動の推進⑦	人生100年に備える学習や認知機能維持に重要な身体運動等が続けられるよう、公民館、関係団体、家族の会等と調査し検討する。	市社協 団体等

基本目標 2

困っている人や生活課題等を把握し、支援や解決ができる、安全・安心な地域づくり

取組方針

3

市社協、地区社協等の機能充実

【事業・活動名】	【内容】	【実施・活動主体】
1 相談への対応力が向上する体制づくり⑧	地域包括支援センター等の相談機関と連携し、高齢者、経済的困難者を対象とする相談対応力をつける。総合的な支援体制づくりを、検討する。	市社協
2 市社協と地区社協との協働体制の推進⑨	協働関係を一層強化するため、組織、活動等全般にわたり新たな協働体制を検討し、段階的に準備し活動を行う。	市社協
3 地区社協への活動支援⑩	地区社協の支援を継続して行う。協働体制推進に係る検討期間は、これまでの支援方法を基本に、助成及び助言を行う。その後は、新たな制度を作り実施する。	市社協 団体等

取組方針

4

つながりを活かした生活支援の推進

【事業・活動名】	【内容】	【実施・活動主体】
1 見守りから続く生活支援⑪	社協の基幹事業である「地域見守りネットワーク事業」について、①高齢者に障がい者や子どもを含めた形、②生活支援体制整備につなげる形にできないかを検討する。令和4年度まで、関係団体と調整する。	市社協
2 ひとりの不安を和らげる生活支援⑫	留守宅での高齢者・子ども、孤食・栄養、買い物、交通手段の心配等、ひとりの不安を和らげる活動について、地域の団体、関係団体等と検討する。IT技術活用を研究する。	市社協 団体等
3 就労を補助する生活支援⑬	感染症拡大や今後の就業構造の変革に備え、生活困窮者等支援が必要な人等が働き続け、地域で暮らせる環境づくりを検討し実施する。	市社協
4 外国人や災害避難者等への生活支援⑭	言葉や習慣の違いで不安に思う外国人や、災害避難者等への新たな支援方法を検討する。	市社協
5 権利擁護、継承に係る生活支援⑮	①障がい者、高齢者、被虐待者、外国人等に係る財産・権利の保護や、②差別や偏見から守る活動、③諸制度の対象とならない人等への支援方法を検討し、活動を推進する。	市社協 団体等

取組方針 5

災害の備えから始める安全・安心の確保

【事業・活動名】	【内容】	【実施・活動主体】
1 災害に備える事業の推進 ^⑬	市の防災計画に基づき、要支援者避難を含む、地域ごとの防災・避難計画づくりを念頭に、「連絡体制づくり」と「互助力を高める地域活動」を推進する。2年を目標に、重点的に取り組む。	市社協 団体等
2 災害ボランティアセンター機能の充実 ^⑭	感染予防対策を想定した、災害時に市内外で支え助け合う力の向上と、ネットワーク化に向けた体制を作る。目標(市の計画):災害ボランティアセンター運営協力員29人から80人へ	市社協 団体等

基本目標 3

多くの人々が地域活動に参加する、活力ある参加型社会づくり

取組方針 6

団体活動による地域活動の推進

【事業・活動名】	【内容】	【実施・活動主体】
1 地域活動を行う団体の育成 ^⑮	地域で活動する団体のあり方や支援方法に関する統一した考えを検討する。無償、有償、寄附の活用方法を整理し、支援方法等をまとめた団体活動指針を作る。	市社協
2 集いの場の高機能化を推進 ^⑯	高齢者に限らず、多年代の人が参加できる集いの場づくりを推進する。相談、社会貢献、介護予防、学習等複数の目的を持つ、系統立てた取組を目指す。	市社協 団体等
3 高齢者を対象とした集い活動の調整 ^⑰	市社協所管の高齢者サロン活動を、①安全・安心に過ごす場、②介護予防活動の場、③支え合いの場の3つに分け推進する。その他の事業は、並行して検討	市社協 団体等
4 団体活動を支援する環境づくり ^⑱	地域で活動する公益性の高い団体へ、財政支援だけでなく、町会の関わりを強くするなど、地域で支援する環境づくりを推進する。	市社協 団体等
5 他分野・団体との共同活動 ^⑲	公民館、商工団体、NPO、福祉と関わりが少なかった団体、家族の会、社会福祉法人等と、連携を超えた共同や合同による新しい形の活動を推進する	市社協 団体等

【事業・活動名】	【内容】	【実施・活動主体】
1 ボランティアセンターの機能充実 ^⑳	いろいろな分野・市民活動等で役に立ちたいと思っている人や求める人のため、ワンストップの情報提供や研修活動を実施する。目標：福祉以外の分野の登録割合を2割以上へ	市社協 団体等
2 地域の団体・組織の人材探し ^㉑	地域の団体・組織で支え活動する人材を広く探すため、団体の活動PRや、情報収集などの活動を支援する。	市社協 地区社協
3 多くの人・団体が学び、活動する環境の整備 ^㉒	ボランティアの分野だけでなく、公民館、関係団体と共同の学びの場を提供し、多くの人々が地域活動に参加できるように、個人、団体をつなぐ活動を実施	市社協 団体等



行動計画

令和3年度～令和5年度

○ 行動計画の見方

- ・ 行動計画は3年間に亘る活動の工程です。令和6～7年度の計画は、令和5年度中に策定します。
- ・ 関連する取組を3つにわけて、時系列で記載しました。

1 市全域を対象に行う取組

- ① 地域福祉の意義を共有する活動 ② 困りごとや課題、特性を見つければ活かす活動 ③ ひとりごとの不安を和らげる生活支援 ④ 市社協活動の情報発信 ⑤ ボランティアセンターの機能充実 ⑥ 相談への対応力が向上する体制づくり

R3	● PR資材の活用 意見交換会	● 意見交換会	● 聞き取り調査、 IT技術活用調査	● 活動計画説明時に 地域でのPRの強化	● 市民活動の 調整、実施	● 地域包括支援センター等と 連携した活動
R4	● 意見交換会	● 意見交換会、 活動の準備	● 地区社協と 検討・協議	● 活動計画説明時に 地域でのPRの強化	● 実施	● 経済的自立や多様な 相談に応えられる 体制を検討
R5	● 意見交換会	● 活動の準備 実施	● 地区社協 との協議	● 新しい活動 への取組	● 実施	● 経済的自立や多様な 相談に応えられる 体制を検討

2 地域で行う取組

	⑩ 災害に備える 事業の推進	⑪ 災害ボランティア センター機能の充実	⑫ 見守りから 続く生活支援	⑬ 地域福祉活動の 点検を行う活動
R 3	<p>各種啓発活動重点期間に ● 合わせて行う、「災害への備え」 支援事業を継続して行う</p>	<p>ボランティアセンター、 ● 地域団体との調整、 「災害への備え」支援事業との連動</p>	<p>新たなネットワーク体制の協議 (地域福祉推進員の任期：令和4年度まで)、 IT 技術</p>	<p>● 当事者による点検</p>
R 4	<p>各種啓発活動重点期間に ● 合わせて行う、「災害への備え」 支援事業を継続して行う</p>	<p>ボランティアセンター、 ● 地域団体との調整、 「災害への備え」支援事業との連動</p>	<p>新たなネットワーク体制の協議 (地域福祉推進員の任期：令和4年度まで)、 IT 技術</p>	<p>● 意見交換会、 活動に向けた準備</p>
R 5	<p>● 防災・避難体制の構築</p>	<p>● 体制の構築、実施</p>	<p>● 体制の再構築、新制度での実施</p>	<p>● 体制の再構築、新制度で実施</p>

⑮ 地域活動を
行う
団体の育成

⑯ 集いの場の
高機能化を
推進

⑰ 高齢者を
対象とした
集い活動の調整

⑱ 団 thể活動を
支援する
環境づくり

⑲ 市社協と
地区社協との
協働体制の推進

⑳ 地区社協への
活動支援

R 3	● 調査、検討、 試行	● 団体活動育成と 並行して行う	● 調査、検討、 一部実施	● 団体活動育成と 並行して行う	● 協働体制の検討	● 現行支援制度を 基本に実施
R 4	● 指針作成、 一部実施	● 団体活動育成と 並行して行う	● 検討、実施	● 団体活動育成と 並行して行う	● 協働体制の検討	● 現行支援制度を 基本に実施
R 5	● 実施	● 団体活動育成と 並行して行う	● 実施	● 団体活動育成と 並行して行う	● 準備、実施	● 新たな制度 による支援

3 広く参加を呼びかける取組

②④ 地域の団体・組織の人材探し ⑤ 感染症対策下での活動の推進 ⑥ 地域の中で取り組む子育て活動の推進 ⑦ 生涯を通じた学びと運動の推進

R3	● 検討、実施	高齢者用活動指針案の改訂、 ワクチン接種後の新たな生活様式下 における行動指針案の検討、試行	●	学習会の開催や放課後活動・ 自然体験活動等を関係機関 と連携し検討、実施	●	調査・研究
R4	● 検討、実施	高齢者用活動指針案の改訂、 ワクチン接種後の新たな生活様式下 における行動指針案の検討、試行	●	学習会の開催や放課後活動・ 自然体験活動等を関係機関 と連携し検討、実施	●	研究・検討
R5	● 検討、実施	● 試行、実施	●	● 実施	●	● 検討、試行

⑬ 就労を補助する生活支援 ⑭ 外国人や災害避難者等への生活支援 ⑮ 権利擁護、継承に係る生活支援 ⑯ 他分野・団体との共同活動 ⑰ 多くの人・団体が学び、活動する環境の整備

R 3	<p>新型コロナウイルス 関係相談、影響調査、 検討・実施</p>	●	●	●	●	●	●
R 4	<p>新型コロナウイルス 関係相談、影響調査、 検討・実施</p>	●	●	●	●	●	●
R 5	<p>検討、実施</p>	●	●	●	●	●	●

第4章 活動計画の推進と評価

1 活動計画の推進

地域福祉活動の基礎を築く前半の2年間と、段階的に新たな形で活動を始める後半の3年間の設定を意識し、活動計画を推進します。

- ① 地域福祉の機運向上活動をはじめ、計画推進全般にわたり強く市と連携します。
- ② 5年間を通し、関係する全ての団体、個人の力を合わせ、行動計画に掲げた活動を実施できる仕組みをつくります。
- ③ 前半の2年間は、地域福祉の意識の定着と活動等の点検を行う活動を、市社協が地区社協、関係団体等の理解と協力を得て行います。
- ④ 3年目からは、市社協、地区社協がより一層の協力体制を整え、関係機関・団体と共に課題に対応できるよう活動します。
- ⑤ 市社協は、具体的な取組（行動計画）を推進するため、対応する取組を事業計画に掲げ実施します。

2 活動計画の評価

関係者からだけでなく、市民の皆様から評価や意見をいただき、次年度以降の計画に活かします。

- ① 毎年度、広報誌等で計画の進捗状況を公表し、意見等を収集します。
- ② 自己検証とあわせて、収集した意見等を基に、評価と見直しを行います。
- ③ 収集した意見等、評価結果及び計画の一部修正を行った場合は、その内容を公表します。

資料

○寒河江市が実施したアンケート調査の結果

地域福祉に関するアンケート調査

◆調査目的 本調査は、寒河江市に居住する18歳以上の方を対象に、生活環境や福祉に関する意識を調査し、福祉の現状と課題を探り今後の地域福祉計画の施策へ反映することを目的として実施しました。

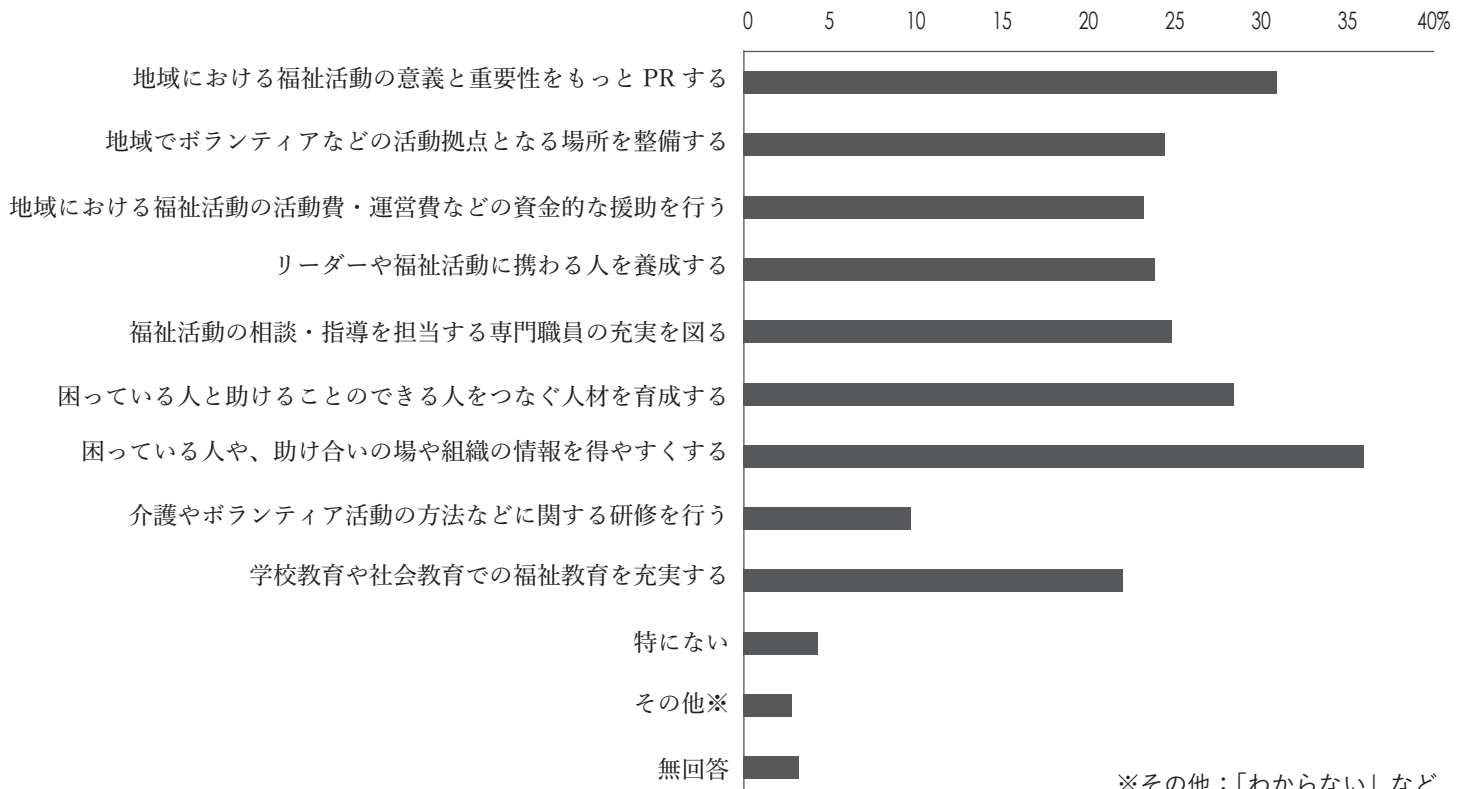
◆調査概要 調査期間：令和2年11月
調査対象：寒河江市に居住する18歳以上の方
抽出方法：年代を考慮し2000名を無作為に抽出
調査方法：郵送配布・郵送回収
調査主体：寒河江市健康福祉課
集計分析：寒河江市健康福祉課

◆回収結果

配布数	総回収数	回収率
2000件	870件	43.5%

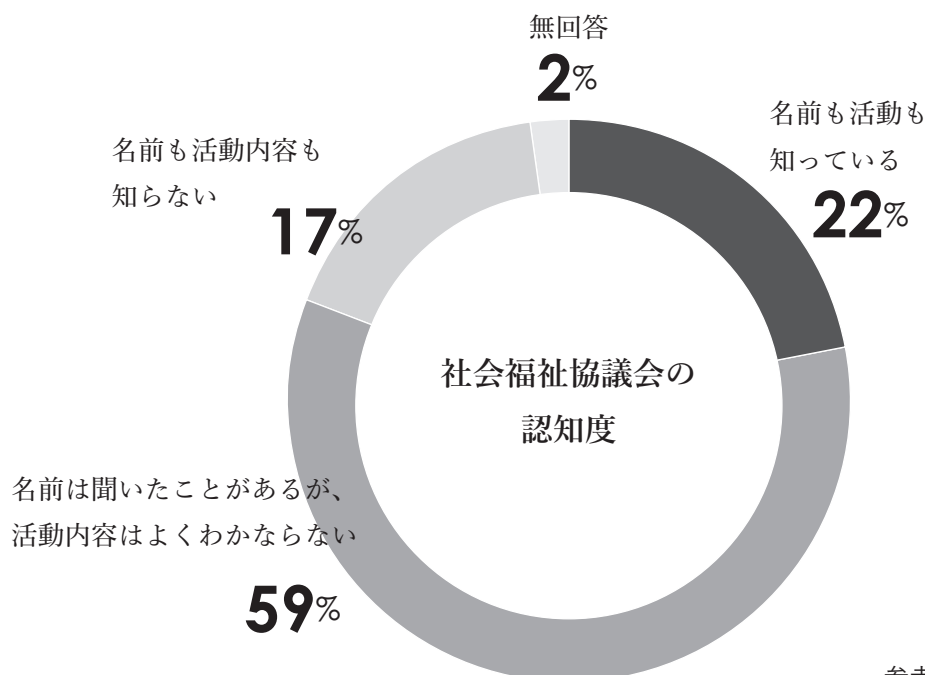
参考資料：寒河江市健康福祉課

1 地域における支え合い、助け合い活動を活発化するために重要なこと（複数回答）



※その他：「わからない」など
 参考資料：寒河江市健康福祉課

2 社会福祉協議会の認知度



参考資料：寒河江市健康福祉課

○寒河江市の状況

人 口（各年 10 月 1 日現在）

単位：人

年 次	総 数		男		女	
		増減数		増減数		増減数
平成 12 年	43,379	574	20,985	244	22,394	330
平成 17 年	43,625	246	21,051	66	22,574	180
平成 22 年	42,373	△1,252	20,497	△554	21,876	△698
平成 27 年	41,266	△1,107	19,953	△544	21,323	△563
平成 31/ 令和元年	※40,185	(△1,081)	19,515	(△434)	20,670	(△643)

世帯数（各年 10 月 1 日現在）

単位：世帯・人

年 次	世帯数		1 世帯当たり人員	
		増減数		増減数
平成 12 年	11,723	858	3.70	△0.24
平成 17 年	12,598	875	3.46	△0.24
平成 22 年	12,717	119	3.33	△0.13
平成 27 年	13,073	356	3.16	△0.17
平成 31/ 令和元年	※13,625	(552)	2.95	(△0.21)

年齢別人口（各年 10 月 1 日現在）

単位：人・%

年 次	0～14 歳（年少人口）		15～64 歳（生産年齢人口）		65 歳以上（老年人口）	
	人 口	割 合	人 口	割 合	人 口	割 合
平成 12 年	6,930	15.9	26,702	61.6	9,747	22.5
平成 17 年	6,359	14.6	26,449	60.6	10,816	24.8
平成 22 年	5,798	13.7	25,275	59.7	11,244	26.6
平成 27 年	5,409	13.1	23,570	57.2	12,226	29.7
平成 31/ 令和元年	※5,059	12.6	22,304	55.6	12,771	31.8

地区別の人口・世帯（資料：寒河江市住民基本台帳）

令和 2 年 4 月 1 日現在（単位：人・世帯）

区分（割合）	寒河江	南部	西根	柴橋	高松	醍醐	白岩	三泉	市全体
人 口	18,699	4,860	4,695	4,796	2,865	1,130	2,584	1,421	40,870
割合%	45.8	11.9	11.5	11.7	6.6	2.8	6.6	3.5	-
世 帯	6,736	1,682	1,544	1,556	838	360	838	531	14,193
割合%	47.5	11.9	10.9	11.0	5.9	2.5	5.9	3.7	-

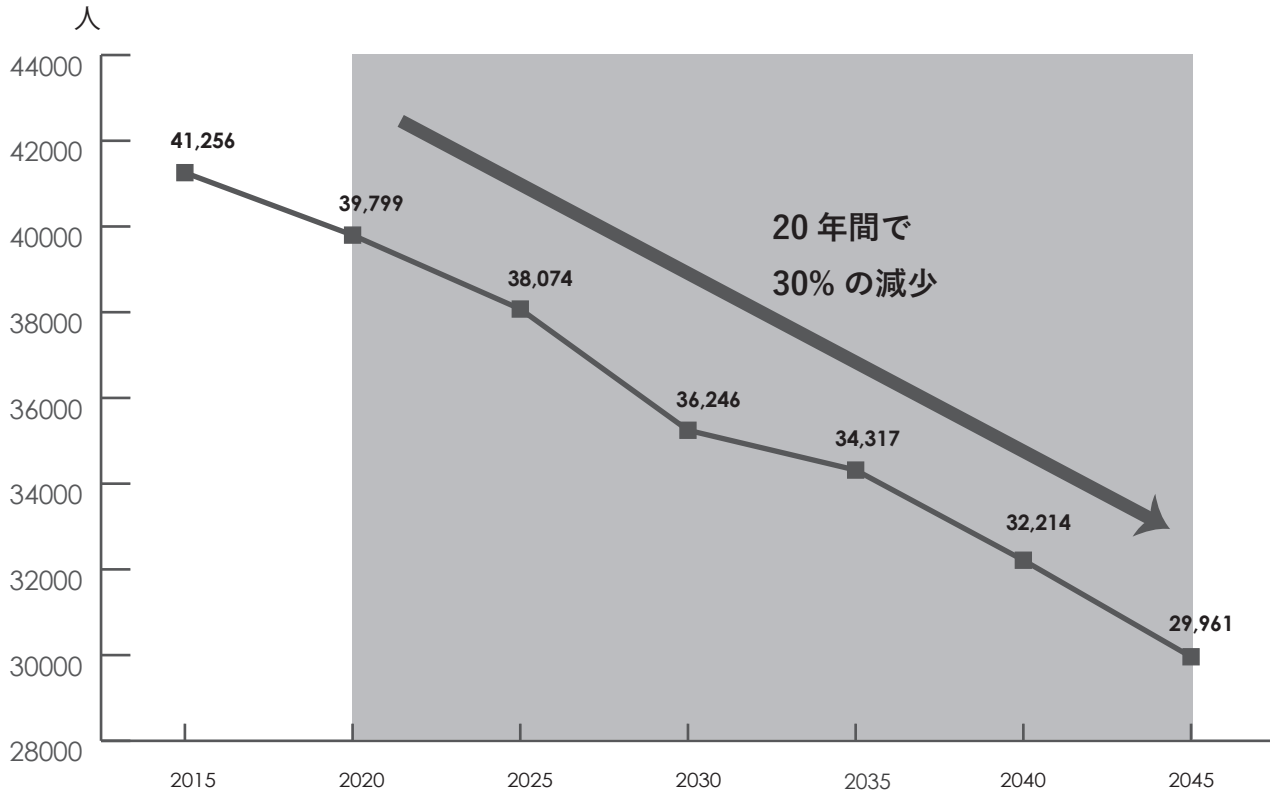
○人口ビジョン 寒河江市（将来人口推計）

将来人口推計では、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による将来推計（平成 30 年 3 月推計）を踏まえ、本市の将来人口について分析する。

（1）将来人口推計

【図表 2】のとおり、社人研による将来推計によれば、本市人口は今後も減少し続けて 2045 年には、29,961 人となり、2015 年対比で約 30% 減少する。

【図表 2】 将来人口推計（寒河江市）



【参考資料】 2015 年：総務省「国勢調査」 ※各年 10 月 1 日現在

2020 年以降：国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成 30 年 3 月推計） ※各年 10 月 1 日現在

（2）人口減少段階の分析

人口の減少段階は、一般的に、次の 3 段階を経て進行するとされる。

第 1 段階：老年人口の増加

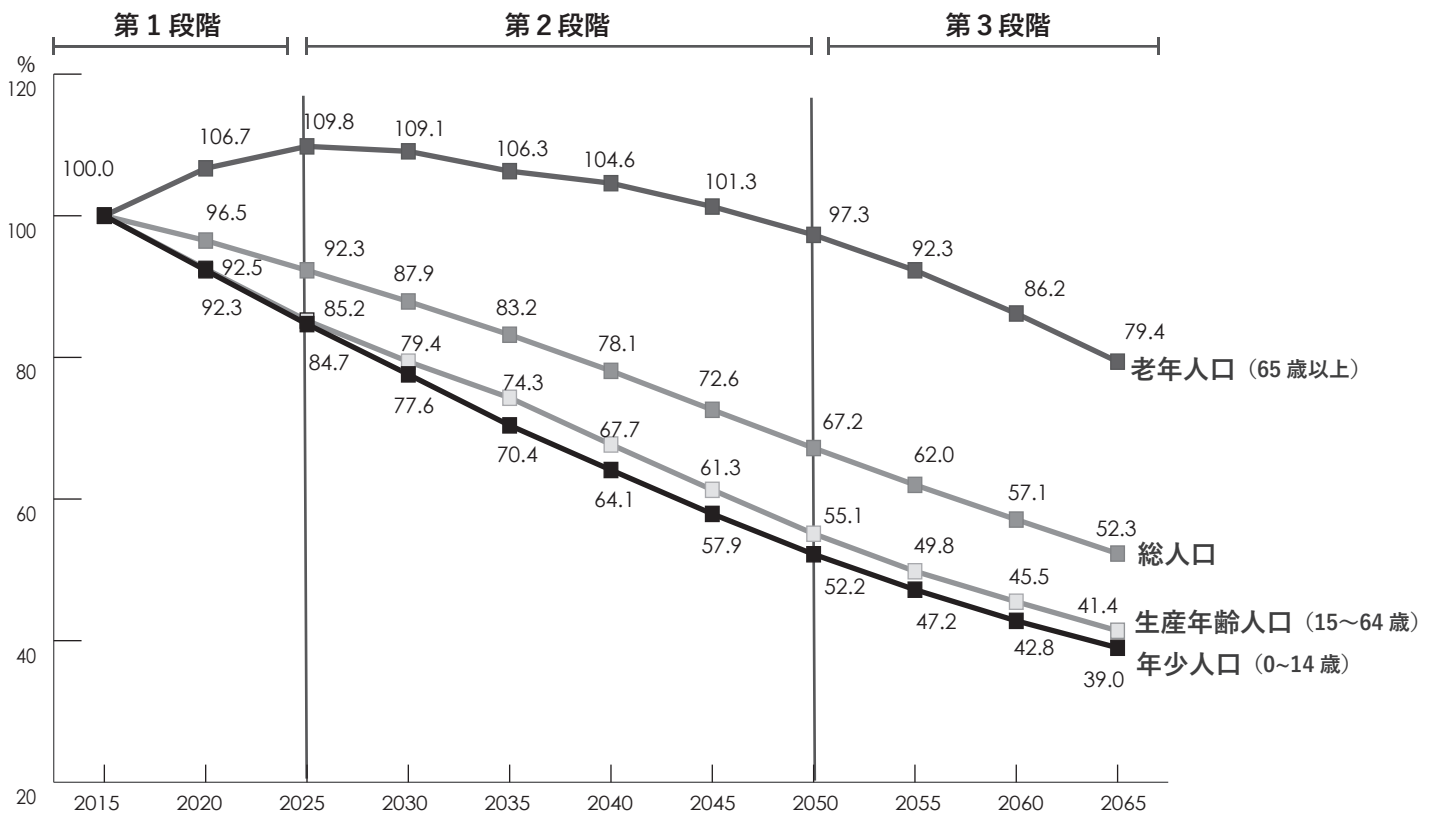
第 2 段階：老年人口の維持・微減（減少率 0% 以上 10% 未満）

第 3 段階：老年人口の減少（減少率 10% 以上）

社人研による 2045 年までの推計人口に基づき、推計期間を 2065 年まで延長した場合の年齢 3 区分別人口の推移が【図表 3 - 1】である。

2015 年を 100 とした場合の老年人口（65 歳以上）は、2025 年までは増加するが（第 1 段階）、その後は、維持・微減の段階に転じ（第 2 段階）、2050 年を境に減少段階に入る（第 3 段階）。

【図表3-1】 人口減少段階の分析（寒河江市）



【参考資料】 2015年：総務省「国勢調査」※各年10月1日現在
 2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成30年3月推計） ※各年10月1日現在
 2050年以降：社人研の推計人口に基づき推計期間を2065年まで延長した場合の推計値 ※各年10月1日現在

【図表3-2】 のとおり、2015年を100とした場合、社人研による推計期間である2045年には、年少人口（0～14歳）の指標は57.9、生産年齢人口（15～64歳）は61.3、老年人口（65歳以上）は101.3となり、人口減少段階は現在の「第1段階」（老年人口の増加）から「第2段階」（老年人口の維持・微減）に入る。

【図表3-2】 2045年の人口減少段階（寒河江市）

年齢区分	2015年	2045年	指標	人口減少段階
			(2015年=100)	
0～14歳 (年少人口)	5,409人	3,131人	57.9	第2段階
15～64歳 (生産年齢人口)	23,570人	14,447人	61.3	
65歳以上 (老年人口)	12,226人	12,383人	101.3	

【参考資料】 2015年：総務省「国勢調査」※各年10月1日現在
 2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成30年3月推計） ※各年10月1日現在



社会福祉法人 寒河江市社会福祉協議会

〒991-0021 山形県寒河江市中央二丁目2番1号ハートフルセンター2階

TEL 0237-83-3220 FAX 0237-83-3221
HP <http://care-net.biz/06/sagae/>

発行 令和3年3月